

行政調査報告書「議会運営委員会」

令和6年9月30日～10月2日

■福島県福島市 『議会運営（反問権・反論権、政策立案・提言の取組、傍聴手続の簡素化）について』



福島市議会では、議会基本条例の大きな柱として、「市民に開かれた議会」、「議員間で活発な議論が行われる議会」、「積極的な政策立案や政策提言を行う議会」を位置付け、その実現に向け様々な制度を導入している。

反問権は、市長等が議員からの質問等に対して答弁する際に、その内容が不明確だった場合に、質問の趣旨の確認ができるようにしたもので、議員の考え方を問い返したり、対案の提示を求めたりする反論も含めている。

反問・反論権により、一般質問などの緊張感が増すものと思うが、その導入を検討するには、各議会の実情や積み上げてきた議会運営の方法を考慮する必要があると感じた。

■茨城県結城市 『ハラスメント対策について』

結城市議会では、令和5年秋頃からハラスメント防止条例制定に向けての機運が高まり、議論開始からわずか1か月ほどで条例制定に至った。全国的に特別職や議員の不祥事が多く報道され、とにかく早く制定すべきとの判断によるとのことだった。いわゆる理念条例ではあるが、条例があることにより、ハラスメントの抑止になり、行き過ぎた言動や行動が抑えられているとのことだった。



本市議会でも、まずはハラスメントに対する理解を深めるための研修など、ハラスメント防止のための取組の必要性を改めて感じた。

■埼玉県草加市 『新議場の整備について』



草加市議会では、新庁舎の建設に伴い、議会改革特別委員会を複数年設置し、議事堂の在り方について調査・検討を行っていた。検討結果として、議場の床のフラット化、防音処理を施した傍聴スペース「しゃべれる傍聴席」の設置、議場内に大型スクリーンの設置などを採用することを取りまとめた。それらはバリアフリー化、傍聴のしやすさに繋がり、市民からは「議会が身近に感じられた」、「開かれた議場に感心した」などの反響があったとのことだった。

本市の庁舎整備の検討において、今回の調査内容を参考にし、円滑に議会活動を行うことができ、市民に開かれた議会に繋げていきたい。